

学校運営協議会委員公募選考基準

1 公募委員の役割等

- (1) 根拠規定 小金井市学校運営協議会に関する規則による公募の委員です。
- (2) 役割 学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、小金井市教育委員会及び校長の権限及び責任の下、地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画し、学校と地域住民等との間の信頼関係を深めることで、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組む。
- (3) 任期 委嘱日から令和10年3月31日まで
- (4) 会議 任期中に5回程度(予定)の学校運営協議会に出席し、協議等に参画します。なお、会議に出席した委員に対しては、報酬を支給します。(委員1, 500円)

2 募集と応募

- (1) 募集人員 2人以内
- (2) 募集対象 市内在住で、18歳以上(令和8年4月1日現在)の方
- (3) 募集期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 募集方法 募集の周知は、市報(令和8年3月1日号)及び市のホームページで行います。

3 選考方法

指定テーマ「地域住民として学校運営協議会で果たせる役割について」に対する提出論文について審査し、選考します。

4 応募方法

指定テーマの論文(800字以内)に住所・氏名・年齢・電話番号(連絡先)を明記し、令和8年3月9日までに直接、郵送(封書は当日消印有効)又はファクシミリで指導室指導係へ提出又は郵送してください。

5 選考基準

提出された論文の内容を審査のうえ決定します。ただし、次の事項についても考慮するものとします。

- (1) 選考に当たっては、男女に偏りがないよう配慮します。
- (2) より広く市民の意見を聴くため、年齢、地域等による偏りは極力さけるようにします。

6 論文審査

提出された論文は、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評価します。

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
- (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
- (3) 審議に必要な知識があるか。
- (4) 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。
- (5) 審議をまとめる協調性があるか。
- (6) 整然とした論理展開がなされているか。

※ 各項目につき各10点満点とします。

7 選考委員会

公募委員の選考に当たっては、学校運営協議会委員選考委員会を設置し、教育長、学校教育部長、指導室長が選考委員になります。

8 選考結果

選考結果については、応募者全員に通知するとともに、市報及び市のホームページに掲載します。

なお、応募論文は選考後、直ちに応募者に返却します。

9 その他

- (1) 応募された方の住所・氏名等の個人情報、学校運営協議会委員選考関連事務以外には使用しません。なお、小金井市個人情報保護条例に基づき適正に処理します。
- (2) 委員に選考されました方の氏名については、市報及び市ホームページ上で学校運営協議会委員名簿に掲載します。